

議会改革特別委員会

平成27年12月10日

葛城市議会

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。12月議会中で大変お忙しい中、招集させていただきまして、皆さん方、参加してもらいましてありがとうございます。

本日、議会改革、部会の方の中である程度決まった話と、また皆さん方にご相談しなきゃならない話があると思いますので、どうか慎重審議の上、将来的に計画、スケジュール案も出ているように、議会基本条例の制定まで大変お世話になりますが、どうか皆さん方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1) 議会基本条例の制定についてを議題といたします。

本件については、これまで天理市議会や生駒市議会を初め、議会基本条例を制定している先進地への視察を実施しながら、議会改革特別委員会や協議会の場でさまざまな議論を展開してまいりました。その中で、議会基本条例につきましては、我々の議員としての任期である平成29年10月までの期間において、おそくとも平成29年6月定例会には上程し、制定することを目指して、更に議論を進めていくことになり、基本条例素案の作業部会を編成して素案作成にとりかかる旨、委員各位のご了解をいただいたところでございます。

この合意に基づき、作業部会の人選につきましては、議会改革特別委員会から正副委員長と増田委員、吉村委員、白石委員の計5名で編成していただき、本日までに10月13日、11月4日、11月26日の計3回、作業部会を開催し、今後の制定スケジュールに基づき条例素案について協議を進めているところでございます。

作業部会での協議方針の基本といたしましては、これまで実施した視察研修でさまざまなお話をお伺いし、皆さんとも協議させていただいた結果、葛城市議会といたしましては、現状に即した内容で、できるところから条例化を行い、まず基本条例を制定した上で、更なる議会改革を推進しながら、必要があれば、その都度、条例改正を行っていければと考えております。

また、作業部会の協議結果については、その都度、議会改革特別委員会で皆さんにご報告し、その内容について委員会として了解をいただいた上で、議会全員協議会で報告を行うこ

とになっておりましたので、本日は第1回と第2回の作業部会で協議した内容についてご確認をいただき、皆様のご意見もお伺いしたいと思っております。

それでは、作業部会の協議内容について、事務局から説明願いたいと思います。

事務局長。

寺田事務局長 おはようございます。それでは、事務局よりご説明申し上げます。

最初に、葛城市議会基本条例制定スケジュールについてご説明申し上げます。スケジュール案、このA3判の大きな紙を見させていただきます。

先ほど委員長の方から説明がありましたように、議員任期であります平成29年10月までの期間におきまして、おそくとも平成29年6月定例会には上程し、制定をめどとしたスケジュールとしております。そのため、全体を平成27年10月から平成29年7月までの期間としております。上の方が定例会、そして議会改革特別委員会、あるいは協議会、そして議会全員協議会及び条例素案作業部会の会議等の開催状況を示しております。基本的に、条例素案作業部会は月に1回、それから、議会改革特別委員会と全協は定例会ごとに必ず開催していただきます。なお、閉会中におきましては、必要とする場合は委員会または協議会を開催していただくとしております。

次に、下側の方ですが、条例素案作業部会で協議、決定していただいた事項につきましては、委員会と全員協議会に報告し了承をいただく、そして、一方、重要事項では部会では結論を出さずに、委員会と全員協議会に報告して検討していただくことになっております。下の方を見ただきまして、基本条例における項目ごとの作業工程となっております。1番、2番、3番は、重要事項等の協議確認となっております。例えば、後の協議案件になっております政務活動費の取扱いがこれに該当になります。4番は条例案の検討及び原案の素案の作成となっております。平成28年5月末までをめどとして予定としております。

5番は、その結果の理事者との協議となっております。そして、6番は、議会報告会での中間報告が平成28年7月となっております。そして、7番では、議会報告会後での原案修正としております。8番では、パブリックコメントを8月に実施し、9番では、そのパブリックコメントの実施後の原案修正を予定しております。そして10番では、修正された条例案を、そして平成28年11月ごろに再度、議会報告会を開催して、条例案の報告と考えております。次に、11番、12番では、平成29年2月までに基本条例の最終案の確認と条例案に対する議員全員の承認として予定しております。最後に、12番では、平成29年6月の第2回定例会において、議員全員の賛同を得た上で議員発議により、葛城市議会基本条例の上程、議決となりまして、平成29年7月1日で施行という形で予定を組んでおります。

続きまして、次に、条例素案作業部会によりまして、第1回、第2回の協議をしていただいた内容についてご説明申し上げます。別紙の「条例素案作業部会作成葛城市議会基本条例(案)」を見させていただきます。

まず、ご説明に入る前に、作業部会として基本条例の素案を作成するに当たりまして、何を基本に置いて作成するべきかを議論していただきました。先ほど委員長からのご説明にもございましたように、議会基本条例を制定する基本方針として、生駒市議会等の市議会を視

察し、条例制定までの経緯や制定後の状況の体験談を見聞され、協議の結果、葛城市議会の現状に即した内容で素案を作成し、議員総意の上で基本条例を制定するとされ、更に議会改革を推進するとともに、必要であれば見直し等を実施し、その都度に条例の一部改正をするという基本方針を決めていただいております。参考でございますが、議会基本条例の全国の市議会の制定状況として、全国市議会議長会の調査結果におきまして、平成26年12月31日現在で、全国市議会は全部で813市ございますが、そのうち401市、49.3%、全市の半分近くが既に議会基本条例を制定しておられます。

なお、条例素案を作成する際に、参考といたしまして、別の資料としても、伊賀市と桜井市の基本条例を比較した2市基本条例比較表というのがございます。これを作成し、この資料に加えて、県内の生駒市、天理市、三重県伊賀市、北海道福島町及び栗山町、以上4市と2町の各議会の基本条例も参考資料としております。

それから、参考資料中、参考欄に〇〇市議会基本条例と議会を特定していない部分がございますが、これにつきましては、条例素案を作成するに当たり複数の議会の条文を参考にいたしましたので掲載しておりません。

説明の方法といたしましては、条例素案の趣旨、次に条例素案の内容、最後に参考として他市の基本条例と比較して、条例素案に取り入れなかった部分等について補足説明をいたします。それでは、最初に1ページを見ていただきます。

上の方ですが、第4章、議会と行政の関係のうち、①、議会及び議員と市長等執行機関の関係であります。それから、これにつきましては、2市の比較表では4ページの方になります。まず、議会及び議員と市長等執行機関の関係でございますが、この条例素案の趣旨といたしましては、議員と行政の緊張関係の保持、透明化を図るための方策としております。具体的には、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政から議員への反問権付与を定めております。それでは、条例素案の内容を読み上げます。

第4章、議会と行政の関係、議会及び議員と市長と執行機関の関係、第〇条第1項で、議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員（以下、「市長等」という。）の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を行うことができる。第2項、議長から本会議及び常任委員会、特別委員会の出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長または委員長の許可を得て反問することができるということで、条例素案の内容は以上でございます。

第2項の反問権につきましては、4月3日開催の当委員会におきまして、既に条例に盛り込むということで決定いただいておりますが、理事者には反問権を無制限に認めるのではなく、議員の質問に対して質問の趣旨を明確にする場合にのみ、議長や委員長の許可のもと認めるとして、奈良市や桜井市の基本条例を参考にするとされております。

次に、この条項を作成するに当たり、資料の参考というところ、括弧書きしておりますが、そこを少し見ていただきますと、まず参考の1番目ですが、他市の議会基本条例は、閉会中の市長への文書質問については条例化しておりますが、葛城市議会では現に開会中だけではなく、閉会中におきましても、緊急を要する事案等が発生した場合、議員の要請に対して議

長が必要と認めれば全員協議会を開催し、説明員として市長等行政当局の出席を求めているため、あえて条項に入れておりません。

次に、3項の2番、2点目でございますが、1ページの一番下の参考でございますが、読み上げます。他市の議会基本条例で条例化している、市長への口頭による要請に対する文書回答について、葛城市議会基本条例では明文化いたしません、各議員からの市長等への口頭による要請に対しましては、両者の関係透明性を図るため、行政当局において、要請の日時、内容及び経過等を記録した文書を作成した上で対応していただくのが本来であると考えるので、今後、そのように対応していただくよう求めるとされております。

次に、2ページを見ていただきます。

②の議会審議における論点の情報の形成についてです。この条例素案の趣旨としましては、行政が重要な政策を提案する8項目の条件を示し、政策の公正・透明性の確保及び議会審議の論点の明確を図ろうとしております。条例素案の内容を読み上げます。

議会審議における論点情報の形成、第〇条、議会は市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するために、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。第1項、政策の発生源、第2項、提案に至るまでの経緯、第3項、他の自治体の類似する政策との比較検討、第4項、市民参加の実施の有無のその内容、第5項、総合計画との整合性、第6項、財源措置、第7項、将来にわたるコスト計算、第8項、政策の持続可能性、条例素案の内容は以上でございます。この条例を作成するに当たりまして、参考としましては、本条文中におきます政策とは、計画、施策、事業を含んでおります。

次に、2ページの下でございますが、これにつきましては、2市の基本条例比較では5ページの上段になっております。それで、③、予算及び決算における政策説明となっております。ここでの条例素案の趣旨につきましては、予算、決算の審議においても、行政は、この2ページの上段にあります②、議会審議における論点情報の形成の条文の趣旨に準じた説明を行うよう規定しております。条例素案の内容について読み上げます。

予算及び決算における政策説明、第〇条、議会は予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別または事業別の説明を市長に求めるものとする。条例素案の内容は以上でございますが、この条例の素案を作成するに当たりまして、参考といたしまして、他市の議会基本条例では、議会の議事機関としての機能強化として規定している、議決事件の追加等につきましては、基本条例に盛り込まず、葛城市議会として、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決事件を追加する場合は、その都度、本条例を改正し、議決事件を定めるとされております。

地方自治法第96条第2項には、下の方に書いてますように、「普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令を定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものと定めることができる。」としております。

次に、資料の3ページを見ていただきます。2市の基本条例比較表では5ページの下に当

たります。ここでは、第5章、自由討議の保障として、④として、議会の合意形成について、この条例素案の趣旨につきましては、議会は討論の場であることの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めております。条例素案の内容を読み上げます。

第5章、自由討議の保障、議会の合意形成、第〇条、議会は言論の府であることを十分に認識し、議長は市長等に対する会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。条例素案の内容は以上でございますが、この条文も、4月3日に開催されました当委員会におきまして、議員間討議についても委員長許可のもと認めるとして、奈良市や桜井市の基本条例を参考にするとされております。

この条項を作成するに当たりまして、参考としまして、他市の基本条例では、上記の第1項に加えまして、議会は本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする、自由討議について解説しております。葛城市議会におきましては、桜井市議会と同様に、第1項部分のみを規定し、会議で自由討議を行うことができるようにするとともに、委員会中心主義で運営することも踏まえ、基本的には委員会審査の中で自由討議の運用方法、仕組みづくりについて引き続き協議していくとされております。

そして、参考の2番ですが、他市の基本条例では、政策討論会について、市政に関する重要な施策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催すると規定しています。現状では、葛城市議会の議会全員協議会や委員会協議会では、基本的に理事者からの報告の場ではありますが、議員から議長や委員長に対しまして、特定の事案について申し出があれば、議長または委員長の判断で、議会全員協議会や委員会協議会などの場で議題となることがありました。

今後は、議会基本条例上では、政策討論会については明文化いたしません。議員みずから資料などを準備した上で、議長に対しまして、特定の事案について他の議員の意見を聞き、議会としての合意形成を図れる場を設けてほしい旨の申し出を行えば、全員協議会または各委員会協議会などの場で議題にするかどうかを議長が判断するという仕組みをつくり、全議員に周知するとされておられます。

次に、4ページをお願いいたします。2市の基本条例比較表では6ページとなっております。

ここでは第6章、委員会の活動についてであります。⑤、委員会の活動について。この条例素案の趣旨といたしましては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会においても、公正・透明性を心がけ、市民にわかりやすい審査に努めることや、委員長の職責を規定しております。条例素案の内容を読み上げます。

第6章、委員会の活動。第〇条第1項、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。第2項、委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言、その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。第3項、委員長は、

委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない、ということで、条例素案の内容は以上です。

まず、この条項を作成するに当たりまして、参考として、他市の議会基本条例に規定いたします委員会の出前講座につきましては、葛城市議会が実施する議会報告会の場を市民と情報を共有する場、自由に意見交換を行う場として、委員会活動の報告などに活用するとされております。

最後になりますが、4ページ下側の第8章、議会及び事務局の体制整備、⑥、議員研修の充実強化であります。この条例素案の趣旨といたしましては、議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を年に1回以上開催することを規定しておられます。条例素案の内容を読み上げます。

第8章、議会及び議会事務局の体制整備（議員研修の充実強化）、第〇条第1項、議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。第2項、議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。条例素案の内容は以上でございます。

これら基本条例素案の決定内容を報告いたしましたですが、これ以外に、作業部会で検討していただきまして、議会改革特別委員会で審議すべき事項が8項目に入っておりまして、その中で、5番目に記載しております日曜議会、夜間議会、6番目の子ども議会の開催については、市民参加、市民との連携を強めていくため、実施については今後協議してもよいが、基本条例素案には明文化しないと決定されておられます。また、政務活動費につきましては、作業部会では保留とし、委員会のときに委員各位の意見を伺うとされておられます。

以上、基本条例素案作業部会から、1番の議会及び議員と市長等執行機関の関係、2番目、議会審議における論点情報の形成、3番目、予算及び決算における政策説明、4番目、議会の合意形成、5番、委員会の活動、6番目の議員研修の充実強化について、6項目の議会条例素案を決定されておられます。

以上で説明を終わりますが、当初に4市2町の各議会基本条例を参考としていたしましたが、これからの条例素案の作成に当たりましては、更に他市の条例を参考にして、葛城市議会の実態に則した基本条例素案を作成することで検討していかれます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

西井委員長 ただいま説明願いましたが、第2回作業部会終了時における協議結果については、先ほど読み上げられた別紙資料のとおりであります。このうち、事務局の説明にもございましたように、日曜議会、夜間議会及び子ども議会の開催については、今回条例化はいたしません。が、市民参加、市民との連携を推進していくため、実施について、今後も引き続き協議していったらどうかということになります。

また、議員間討議につきましては、葛城市議会基本条例（案）の3ページにございますように、議会の合意形成として、議会の会議の場において自由討議ができるように規定し、基本的には委員会の審査の中で自由討議が行える仕組みを今後つくっていったらどうかということになっております。

これらのことを含め、この基本条例案全体や制定スケジュールについてご質問、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。何かご意見ございませんか。よろしいですか。

部会に入ってきてくださっている方々は、ある程度、この説明されたものは慎重に審議して、いろんな意見を、皆さん方の意見を集約して、こういう形にしたということで、皆さん、譲歩しながら、慎重に審議しながら作成案をつくったと。ただ、当委員会で、部会に入っておられない方は、特にその辺の中でご意見があらうかと思しますので、何かございましたら、特にお伺いして、またそれを部会の方へ反映させてもらいたいとも思っておりますので。

よろしいでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 部会の方にお世話いただいております、それについては感謝をしているわけですけど、これをぱっと見させてもらって、言葉ではこうしようということはわかったんですけども、例えば条文化せずということがございました。2市の基本条例比較でいうと、市民との関係、日曜議会、子ども議会、これは文章に載ってないと。それと政務活動費、これについても素案には載ってないというふうに聞きました。これは、どのように考えたらいいのか。最終、でき上がりとしては、それをもう冒頭にあったように、話は前後しますけれども、この任期中、再来年の平成29年6月ぐらいにこれを提案して、条例を施行しようという中で、今言ってるような比較表で言うと第3章と第7章の部分、その辺はもう入れないんだということを決定されているのか、それとも、今のところ、その辺の話し合いまでまだ詰められてないというものなのか、その辺が参加してないものでわかりにくいので説明していただきたい。

西井委員長 その辺につきましては、例えば日曜議会、夜間議会及び子ども議会の開催については、条例化いたしません、市民参加、市民との連携を推進するため実施して行って、今後も引き続き協議中であるということで、先ほども私が申し上げましたように、基本的には住民参加の中で、市民に議会報告会とかいう形はやっていかねばならないと。しかし、これについては皆さん方にもいろんな意見、この場でも、当委員会だけではなく、全員協議会のご意見を聞きながら集約していくべきではないかと。だから、それと政務活動費についても、皆さん方、議員各位の全体的な意見を聞きながら、どのようにするかということは、5名の部会でもいろんな意見は、論議はしておりますが、皆さん方に特にかかわる問題についてということで、当委員会の声を聞き、また全員協議会の声を聞きながら、方向性をまとめていきたいと、かように思っております。

藤井本委員。

藤井本委員 まず基本条例をつくろうということですので、まず1つ目の日曜議会とか、夜間議会とか子ども議会のところで、そこまで踏み込んでもいいけども、市民参加については図っていかうと思っておりますと、そやけども条文は入れませんと。それはそうじゃないと私は思うんですけども。具体的などころまでは踏み込んでいなくてもいいけども、そのために基本条例をつくるわけやから、なるべく基本条例にのっとり、これから活動していくというのは、条例に基づいてやっていくわけやからね。そこは曖昧にしない方が、やるつもりやけども条例には載せませんよと、今のところ載せませんよというのは、私はちょっと理にあわないと。

ただ、今後、部会ではそうやけども、これから全体として協議会、また議員全部の意見を取りまとめた上でそこは検討するのやというお答えであるならば、それはそれで結構なんですけども、そこはあやふやに、やろうと思ってますけども載せませんというのは、私は、基本条例を制定する趣旨からして、そこはちょっともう少し……。

西井委員長 もうちょっと詳しく説明させてもらったら、現段階では、できることを基本条例化しながら、その部分、いろんな部分も含めて改正していつてはどうかということから始まっておりますので、条例化はいたしませんがということで、引き続き協議していつてはどうかというのが、条例化するかどうかについては、当初スケジュールの中でやっていくとしたら、まず今回は条例化しないけども、引き続いて協議していつたらどうかということで思っております。

川村委員。

川村委員 私の方から、私も昨年議会改革で副委員長という形でいろいろこのスケジュールにもつていくまでの、大体の方向性みたいな話が昨年あったかなというふうに思わせていただいているんですけども、具体的に、今年は一応作業工程、スケジュール、それから目標というのが、非常に粗い骨組みができたなというふうに、私はそう思わせていただいているんですけども。

先ほど藤井本委員がおっしゃった、いきなり日曜議会とかいう、いろんな項目を制定するまでに、この作業工程を見させていただきますと、やっぱり協議していく理事者とか、それからパブリックコメントとか、やっぱり何が市民から求められているかということの、そういった対話も含めた作業工程をつくっていただいておりますので、私は1つの作業をやって、それについてどういう反応が出て、これをベースにどういうふうな条例をつくっていくかという工程をつくっていただいているなというふうに感じさせていただいておりますので、このスケジュールでやっていただくのは、非常に皆さん、知恵を絞っていただけてつくっていただいたなというふうに思っています。

だから、この形で1個1個組み立てていくと、ブロックを組み立てていくというふうな形になるのかなというふうに思わせていただいておりますので、この作業工程についても、非常にいいタイミングでやっていただいているなというのと、あと、議員同士の進捗状況も含めての現状というのも、十分このスケジュールだったらできるし、最終的に日曜議会、子ども議会というのが市民ニーズにあえば、それも、もちろんそこには加わっていくのだろうというふうに思わせていただいております。

以上です。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今の川村委員のご意見には私は猛反対です。今の、最終的に、私たちの任期の間につくろうという話が冒頭にあって、それまでに順序よくこのスケジュールで進んでいる。これは、こういう議会の基本条例をつくるという考え方の中で、つくるのやったらきちっとしたものをつくらないと。この任期中につくるのやったらここまでやるというものではなくて、もう少し審議をして、つくれなくても、次にするかわからないですけども、まずここまでつくら

なあかんのやと、それまでのこのスケジュールによると、できることからここまでなんだと
いうことであれば、ここはもう少し考え方を全体として変えていかないと、先に冒頭に申し
上げたように、日曜議会、ここまで踏み込んでやらなくても、明文化しなくてもいいと思う。

けれど、市民参加ということの大事さは、そこらは具体的にはできてないのでこれは抜き
ますというような基本条例ということになってくると、他市に劣るという面もございまして、
やろうと思っているにもかかわらず、そこは書かへんのやと。これ自身、委員長が言われる
のは、進められる中で、そこは本当におかしい。これだけにかかわらず、どんな条例でも、
これはやりますと、そやけども条文化しません、こういうことがほかの条例を定めることに
おいてもあるとするなら、私はそれをおかしいと、理にあわないとしか言いようがない。

やらないから、これはもうしませんと、この期間中はもう絶対しませんから載せませんと
いうならいいですよ。やることはやろうと思ってるんですけども、載せませんというのは、
これは私はやっぱりおかしいなど。それが、今、川村委員がおっしゃったタイムスケジュー
ルがって、スケジュールでいくんやったら、ここまでぐらいしか無理であろうという考え方
は、ちょっとこれは私は否定しておきたいなど、おかしいなというふうに思ってます。

西井委員長 先ほどちょっと説明不足でしたけど、現実には即応した中で、条例化するということと、
やっていくということというのは、条例化したら必ずやらねばならないから、市民がどこま
で参加してもらえるかとか、いろんな方向から検討した結果、将来的にやっていくとしたら
やっていったらどうかということについては、条例案の変更をしてもらえるんじゃないかと、
将来ね。そういう意味合いで、日曜議会、夜間議会、子ども議会ということについて検討し
ていったらどうかという議題として載せているという意味合いで解釈してもらいたいと。タ
イムスケジュールというより、現実には即応した中での条例として考えていったというふうに
私は解釈しておるわけですけど。

どうぞ。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 日曜議会とか、そこまでのことは載せやんでもいいと言ってますやん。しかし、市民参
加という部分を削るわけでしょう、載せないわけでしょう。私は市民参加という部分も、そ
こまで決まってない部分は載せるのは要らんというのだったら載せやんでもいいけども、他
市は載ってるように、また検討もして、市民参加の分をこれはやっていきますということ
であれば、具体的なところまで、そこまではしないよと載せているのやというてあったとし
ても、それは載せるべきやと思うんですけどね。だから、そんな細かい、日曜議会とか、そん
なのでも、それはいいと。市民参加を削ってしまうことについて私は言っている。

西井委員長 ちょっと待ってください。その部分の条例までは話し合いは進んでおりません。ただ、
日曜議会とかいうのは明文化しないという方向では話をしているということで。そやから、
方向性はこのような方向性というか。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 それやったら、事務局ね、これとこれと決まっています、これ載せますと、これはさっき
の事務局の説明やと第3章とかいうのはないわけですね。そうやろ、第3章というのは。こ

の部分について、もう素案のようなものがあれば私は何も言わへんけども、第3章とかいうのが、他市にあるような第3章というのが全て抜けてあるから、それで言ってるわけです。第3章については、まだ具体的なところは決まってないから、この具体的な素案は今回まだありませんと、それはそれで話はわかりますよ、それはね。けど、さっきの説明やったら議会と行政の関係とかいう部分は載せます、そやけど市民参加は載せませんと言ってるわけですやん。いや違うんです、市民参加はしますと、そこはきちっと、今、局長が言われたそれで行くというのやったら、それはそれで構わへんけども、そこら辺をきちっとしとかんと、せっかく条例を……。

西井委員長 局長。

寺田事務局長 今の説明の中では、日曜議会、夜間議会や子ども議会等については明文化しないと表現しておりますけど、また、実際に作業部会におきましては、まずできるところからということで入っております、もちろん後の議案になってます政務活動費について、作業部会では条例素案化せず保留とし、委員各位に意見を伺うとされています。それと、伊賀市、桜井市でいいます第3章の市民と議会の関係につきましては、これから議論に入っていく段階でございます。ただ、今までの作業部会の協議の中で、日曜議会、夜間議会、子ども議会等について協議する場面がございましたので、そういった形で明文化しない方向ということ、それを表現しただけでございます。よろしく願いいたします。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 要するに私が勘違いしているのは、そこはまだ議論してないということやな。してないから、まだ決定していないということで素案に載っていないということやな。

西井委員長 白石委員。

白石委員 僕の認識では、先ほど局長が言われたように、子ども議会とか日曜議会については明文化しないというふうに認識をしていますし、住民参加の問題については、これはちゃんとやらないというようなことではないわけだから、それはもうきちっとはっきりしとかないかん話かなと。

私も作業部会で言いましたが、明文化するということは、必ずやらないかんかというたら、そういうわけでもない。例えば福島町の条例を見ると、子ども議会は入ってないけども、休日等の、やはり市民の皆さんのお休みのときに議会をやろうというところは、一応明文化してるけども努めると書いてある。やりますとは書いてあらへんから、そうしたらどうですかという議論をしている、休日の議会の開催とか。

しかし私は基本的に、作業部会のことですから、この議会改革特別委員会や、あるいは全員協議会で、我々がきちっと決められない問題については、やっぱり議会改革特別委員会で諮る、または全員協議会に諮っていただいて、政務活動費なんか特にそうですね。やっぱり決めていただくというのを言っていかなきゃならないというふうに思います。

当然、議会というのは合議機関ですから、お互いが議論をして、どこで調整をつけて、それを制度化していくかということになるわけですから、これはあくまでも作業部会の一定のまとめであって、これは決定でも何でもありませんから、ここはもう藤井本委員や川村委員の

ようにいろいろご意見をいただいて、または作業部会に差し戻していただくということも、これはありの話ですから、むしろ大いにやっていただきたい。

しかし、今言われている内容については、日曜議会や子ども議会は成文化しないということだけであって、これを全部うたうというわけではないということだけご了解いただきたい、そのように私は認識してます。市民参加は大事なところですから、市民参加の部分をすべて省いてあったらえらいことやということです。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私も作業部会で、4名の方と一緒に進めさせていただいてたんですけども、すごく慎重にいろんなことを各方面から検討して、議論をきょうの冊子にまとめていただいたというふうになったんですけど、今、藤井本委員が言う、川村委員の方からご意見あったということは、できるだけ完成に近いといいますか、慎重にこの程度にしておこうとかいう配慮で進めて、議論をして進めてきたと。このやり方がいいのか、私、ちょっと疑問に感じたんですけども、山盛りにしといて、そこから削除していく方法もありなのかと。ずっと作業部会でやってる手順は、より完成度の高い、慎重に、いやここまで書いたらあかんとかという配慮のもとに、きょうのこのひな形といいますか、案というものを作成されてきた。もう少し多めめというか、余裕というか、そのような作業の進め方がいいのかなという、少し反省といいますか、議論のやり方をそういうふうな方向で、後から意見を聞いて削除していくという方がいいのかなという気が少ししたんですけども、委員長にその辺のご判断をお伺いしたいと思います。

西井委員長 私自身も、いろんなところが削除方式、また、あらかじめ、もともと視察に行ったところのいろんな先進地の事例の条例案の中で、葛城市にあうものというので、皆さん方、作業部会でもいろんな意見が出ながらやっていってると。どちらがいいかというのは、進め方としては、山盛りから削除というのも問題があるんじゃないかなと思います。条例を作成するとしたら、基本的には他市町村の条例案と葛城市にあうものというのを今まで審議していたという経緯からいって、条例案を作成するとしたら、他市町村でもいろんな山盛りの中から削除するものは削除するというやり方をやっていると思いますので、どちらがいいかということを言われたら、よい点をできるだけ活用しながらよい条例をつくっていったらという考え方しか持てないと私は思っておるわけですけど。返事になるかな、ちょっとややこしい話だと思いますけど。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。ある一定の、5人の作業部会の方々の、私らは経験不足ですけども、いろんな見地から作業部会をお任せいただいて、作業をここまで進めてきたということですので、きょうの段階での説明不足もあったかもわかりませんが、事前にある程度、この委員会でご意見を頂戴した中で、作業部会でいろいろと検討していくということで、ある一定の作業部会にお任せいただいて、それを責任を持って進めると、先ほど委員長のおっしゃられたように、慎重にある一定の意見を踏まえた上で、責任を持って進めるということになれば、このようなちょっと固いめの、今後発展的に修正することは可能であるというふうな、他市町村の意見もお聞かせ願ったように、確実なものを作業部会として、ある一定の期間に

つくり上げていくという方法で、私もそれでいいかなと思います。

ただし、この特別委員会のところで、十分その辺の意向を事前に聞かせていただいて、その上で作業部会で持ち帰ってやるという手順も1つの方法かなと。だから、きょうはいろんな活発な、まだ未整備の部分についても、事前に意見を聞いておくというのも1つの段階を踏む手法かなと思います。よろしくお願いします。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 私は、もうそんな余り盛り込まなくて、今おっしゃったように、今の方法でいいと思うんです。もうこのように、きょうみたいに質問していただいたらいいわけです。今回、ちょっと前もって説明が不足だったわけですがけれども、比較表で言うところの1章から順番にいつてないわけですから。それと、今ここまで決まっていますので、それを見てもらって、ここはどうなってるというふうにしてもらわないと、盛り込んでしまうと、やっぱりこれで皆でつくっていくのと同じような作業になっていくと思うんですよ。だから、ある程度お任せいただいて、その分でここは修正した方がいいんじゃないかという、この委員会と全員協議会でご意見いただいて、またこの作業部会に持ち帰ってという方法がいいと思います。

西井委員長 いろいろ意見をお伺いいたしました。まず、増田委員もおっしゃっているし、また、意見も若干違うけど、作業部会といたしましては、今までのやり方と、また新しい考え方がこの作業部会で出てきたら、その方向も含めて検討していくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 とりあえず、本日の一番重要な、会議の中で出たこの条例案の中で、6つのところはどのようにしたらどうかというのが作業部会に出てきた案ですので、その辺について何かご意見がございましたら。

藤井本委員。

藤井本委員 冒頭にちょっと私も勘違いしていた部分があったので、一生懸命やっていたのに違う方向に走ってしまって申しわけなかったと思っています。

それでは、今ここに書かれている部分について、なぜかなという部分で、どういう話し合いをされたのかなということをお聞きしたい部分があるので。委員会の活動、⑤のところですね。これの説明のときに、伊賀市、桜井市を参考にされているということですが、出前講座が両方にあるのに、葛城市はその出前講座はしないと。それを議会報告会の場でそのかわりをするんだと、こういう説明だったと思います。ちょっと考え方だけ教えてほしいんですけども、それやったらそれで、それを載せとくとか、そういう考え方をしてるんだと、両方の市ともに出前講座をしますというふうなことを載せてるわけですね。そうやけど、本市はしないんだと。それにかわって、中身としては議会報告会をそれに充当するんだというのであれば、議会報告会をもって何か文章を、ほかの文章を使わないとだめなんですけども、委員会の活動の中で。今からすると思いますが、委員会の活動というのを、議会報告会を全部で今してるから、その辺の違いもあるのかわからないけども、ここに書いてるのは、この出前講座のかわりを市議会として議会報告会をするというのは、あえて盛り込まないと、これ

は暗黙でいくという、そういう考え方ですか。

西井委員長 結局、参考資料で伊賀市も桜井市も入ってるわけで、出前講座は入ってるわけですから、本市の場合、議会報告会、今年は懇談会という形でやったわけですけど、そういういろんなことも含めて、議会報告会をやっていくということになったら、そこで出前講座とか、いろんなことよりも、それでやっていったらどうかというふうな結論を出したというふうに。

藤井本委員。

藤井本委員 意図をしている説明はよくわかるんですけど。

西井委員長 これは、ただ参考資料として検討したら、この資料の、他市の参考資料を本市にあうようにして、この形にさせてもらったということ。

藤井本委員 だから、他市の、他市のって、この2つだけですけど、よそもやけども、出前講座をやってるわけです。うちは出前講座せえへんけども、議会報告会をするのやというふうに考えてるわけですよんか。ここには載ってないけども、議会報告会をどこかでするとか、そういうのをほかに文章として出てくるなら、それでいい話だし。

西井委員長 先ほどと同じように、報告会の協議にまでまだ行ってないと。基本的には報告会をするという形は、頭の中で皆さん方も理解してると思う。

白石委員。

白石委員 資料としては、この2つの資料が出てるのやけど、私は、これらの資料だけじゃなくて、北海道の栗山町やら、あるいは、福島町、それで天理市とか、そういう資料を前提にやってきているわけで、2市の比較表で書いてあるから、書いてないからということではなくて、現実に作業部会ではこういう資料でやっていますよということ。だから、作業部会ではこういう他の資料も生かしながら議論しましょうということをやっています。ですから、これは委員長が事務局に要請をして、こういう資料を出していただいているということ自身は、私は感謝しているのです。

だから、そのままということではないわけです。だから、出前講座そのものも、両方に書いてあるから書かないかんというようなものでもない。だから、福島町で言えば子ども議会とか、子ども議会は書いてないけども、休日の議会は福島町でも書いてあるもの。やるとは書いてあらへん、努めると書いてある。努めると書いてあるんやから書いてもよろしいやんかいと、こういう話し合いをしてるわけです。しかし、私だけの声では委員会はまとまらないので、やっぱり合意というか、その中で書かんときましようかという話になるわけやから、だから、そういう意見は、藤井本委員の意見のようなことはもう出てます、作業部会でも。そういうような中でこういうものになりました。

しかし、あくまでもこれは作業部会の素案です。決定権があるというものではありません。ですから、それはその意見として、ここで議論して、出前講座やったらいいやんかと。ただ、伊賀市や桜井市にかかわらず、やったらいいやんかということであるならば、私はこれはやってもいい話だと思えますよ。だから、これはもう作業部会としているんな意見が出たけれども、やっぱり1つの試案をつくらないかんということであるから、こういうものができておるといことです。

それはもう大いに言っていて、今後、どうしていくかというのをまた作業部会で議論し、また、こちらへお返しできるというふうにしていったらいいと思いますよ。これはもう作業部会でつくったものは絶対やということやとは、私は思ってませんし。そうやから大いに言っていて。しかし、言ってるように、ここに書いてあるから、出前講座が書いてあるからということだけの議論じゃなくて、他の市や町もやっぱり参考にしているということだけのご理解をしておいていただきたいなというふうに思うので。私は出前講座やればいいというふうには思いますよ。

西井委員長 ちょっと待ってください。先ほど説明があったように、参考資料としては少なくとも生駒市議会基本条例、また、天理市議会基本条例、桜井市議会基本条例、三重県伊賀市基本条例、北海道福島町議会基本条例、北海道栗山町議会基本条例、また、そのほかの、生駒市に行ったときの、淡路市やったかな、いろんな他市の資料も検討しながら、条例作成のために議会としてはやっていますが、一番手っ取り早くといったら何ですけど、わかりやすいように、というのは、地方の地域性も含めた、一番近隣という形で、伊賀市と桜井市の基本条例を比較資料として、別わざ、比較資料を事務局にお願いしてつくってもらったということでございますので。

白石委員もおっしゃっているように、また部会中に検討の中で、他市の条項をいっぱい提出されていると。その中で、葛城市はいろんな議論を経た中で、こういう条例をしたらどうかという形を部会としては出させてもらったということでございますので。

藤井本委員。

藤井本委員 白石委員がおっしゃってることはよくわかります。ちょっと私が言ってることを、私の説明が不足しているというのは、下手な説明だったと思うんですけど、私が何を言おうとしているかという、出前講座をしてほしいと、載せたいと言ってるわけと違う。葛城市の場合、出前講座にかわって議会報告会というものでするんだと、私はこれは注釈のようにも見たので、先ほどの、またさっきの話に戻るけども、日曜議会とか、夜間議会についても、言葉としてはそういう市民参加するんですけども載せてないというふうに、さっきはそれは入ってないんだという答えでわかりましたけども、これについても、出前講座にかわって議会報告会ということが、きちっとどこかで載りますねんということであれば、それはそれで私はいいと。しかし、注釈をつけるようなことであってもあれやし、何も出前講座をどうすると言ってるわけじゃなくて、どこかの章で議会報告会というのが出てくるというふうにお答えをいただいたら、それで条例では成り立つわけで、私はそれでいいわけです。

西井委員長 まだ条例の中で、この条例の中であれですけど、議会報告会のところはまだ、市民と議会の関係ということで、また部会で検討する段階でございますので、その段階で報告会にするか、またいろんな子ども議会、いろんな形を明文化するかというのは検討してもらおうということでございますので。まだ、この参考資料でも、条例については、このようにさせてもらおうということで。

西井委員長 川村委員。

川村委員 出前講座をするしないということについての話まで行かないという、これはもう絶対理解

できるんですけども、ここに、一番上の伊賀市と桜井市の委員会の活動の、委員会の活動という部分について、一番トップに書かれているように、市民に対してわかりやすい議論を行う、資料等を積極的に、情報公開して議論する。一番下に書いてるのは、市民からの要請に応じて説明をしていく機会を持つというような話をちょっと濃厚に加えているというふうに読ませていただいているんですけど。だから、後で最後に議会報告会をやるということはもちろんですけど、この中にそういった部分を少し加えるというようなことが必要になるのかなというところは、今の話になるのかなと私は思うんですけど。

こういった出前講座を積極的に行うように努めるとかいうようなことは書かないけれども、市民からの要請に対して説明していくというようなニュアンスのような情報を加えるのか加えないのかということになるのかなと、そういうように思います。書いてあるんですけど。そのあたりは明確にするのか、明確にしないのか、また決めていただいたらいいと思うんですが。ちょっと書いたらいいのかな、私は少しふれてもいいのかなというふうには思います。

西井委員長 そうしたら、⑤のことについて、この委員会の活動という部分について、出前講座とかいうのは、先ほど申しあげましたように、議会報告会の中でできるんやないかなとか、いろんな、ここに出てない部分も含めて会議した結果、このようにさせてもらったという経緯です。

藤井本委員。

藤井本委員 やられている方、怒らんといてくださいね。一生懸命やってもうてんのにね。そやから、違いは何かというと、この2市だけと違って、ほかもそうやと思うけども、委員会として外へ出ていくのがあるのかなのかという話でしたね、今、川村委員もおっしゃってたのも。出前講座であろうと何であろうと、うちは委員会は、委員会としては議論を議会としてわかりやすくやっていくと、委員長報告をさせて、市に対する答弁も委員長がする、これは今までどおり、今やってることやけども、違いは何かというと、ここにもあるように、議会報告会は全体でやろうとしているわけですから、委員会としてやらないということで話し合いをしていただいて、そのように受けとめといて、ここはもうそれでいいと思うけども、その違いはそこにある。だから、川村委員も今おっしゃったように、委員会として何も出前講座という言葉を使わなくても、委員会として外へ出向くのか、説明責任を果たす部分があるのかなのか、委員会としてはちょっと消極的かわからないけどしないと、こういうことで、それは議会全体としてすると、こういう受けとめ方でいいの。

西井委員長 簡単に言ったらそういうことで、議会全体の中で、議会報告会の中で、委員会も含めて、いろんな形で報告するということで、絶対しないとかいうよりも、やっぱり委員会の中も議会の中の報告会の一部であるという考え方です。

藤井本委員 決まりを考えてんねんから、そこはきちっとしとかんと。

西井委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川朗委員 基本条例のスケジュール案のことでお聞きしたいんです。ちょっと戻りますけども。この案のこの矢印の方向性で、基本条例検討及び議案の作成の部分で、これは最終的に協議会

にもかけてないし、全体会議にかけてないところで終わってますけれども、最終的な案はやっぱり協議会に諮って、全体会議にかけて終わったりとか、これはもう基本条例の最終調整かって、これは協議会にかけてないし、全体会議にかけてないところで終わってるんですけども。

寺田事務局長 この下の方と上の方とリンクさせていただいたらと思いますけど、上の方は、あくまでも全体の流れの中での委員会、協議会、あるいは条例素案作業部会の中の行程で、そして、下の方へ行っていただきましたら、まだ更に複数の詳細の項目でありますけど、とりあえず作業部会には毎月1回作業していただいて、その都度報告事項ということで、定例会ごとに委員会の報告、そして議会全員協議会の報告ということで、そこで承認いただくということをしております。

ただ、条例素案としては、一応来年の5月ぐらいをめどにして作成する。あと残っている期間につきましては、その素案のできた状態の中で、更にいろいろと議会報告会の中での検討、それからパブリックコメントの実施、そして理事者との協議といういろいろな行程で、そういう中の詳細な部分をこれから作業していくということだと思っております。

ただ、今おっしゃっているように、あくまでも月に1回、かならず作業素案部会を開催しますので、その段階でのこういった報告をするということで、毎月定例会ごとに委員会の報告、その承認、それから、さらに全協での承認報告ということで、最終的には議員全員の総意の上で制定ということになっておりますので、その都度その都度に承認いただいとすることが前提になっております。

以上でございます。

西井委員長 そうしたら、ほかにご意見ございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 藤井本委員のご意見は大切な部分だというふうに思っています。私は、具体的に出前講座ということ自身、名前がそこに出ているから、その出前講座をやるかどうかみたいな話になるので、そういうことではなくて、それはもう議会は議会、委員会は委員会としての説明責任はあるということは事実ですからね。具体的に出前講座ということではなくて、市民からの要請があれば、懇談会なり、どんな形であれ説明をする、お話をする機会を持つということは、これは大事なことであると思います。その1つが、議会としての議会報告会やというふうには思いますけれども、それを委員会としてもどうするかというのを決めることは、本当は市民の要請があれば、どういう形でやるかは、これは出前講座というのが具体的に出てるけども、出前講座という形じゃなくてもいいわけですから、しかし、委員会として、市民の皆さんからの、ぜひこういうことで知りたいからということでなれば、これは条例があろうがなかろうが、これは出ていかないと話ですから、それを明文化するかどうかの話ですからね。そこはいま一度作業部会で議会改革特別委員会での話として受けとめて、出前講座としてはということで合意をしておりますけど、そこは考えていいんじゃないかなというふうに思いますね。そこだけ。

西井委員長 ただいま白石委員のおっしゃった、当委員会での内容について説明して、聞かせても

らって、また作業部会で検討するというので、1つの考え方として、また検討させてもらうということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そうしたら、基本条例の制定については、この一応6つの案の中で部分的には再度検討させてもらうということ、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それでは、本件についてはこの程度にさせていただきます。

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

続きまして、政務活動費については、作業部会でも議論を重ねてまいったところがございます。ただ、作業部会だけの問題ではなく、議員各位、議会全体的な問題であるということ、皆さん方のご意見も聞かせてもらいたいということになりました。

先ほどの基本条例の一部を作業部会で検討させてもらったこととあわせて、この件についても後日の全員協議会でも皆さん方に報告させていただきたいと思っております。

続きまして、調査案件(2)政務活動費についてを議題といたします。

先ほども申し上げましたように、重要な案件、皆さん方議員各位が、全員にかかわる大きな問題ではございますので、政務活動費について、皆さん方のご意見を聞かせてもらいたいと思っておりますので、今後の方向性などについてご意見がございましたら、よろしく願います。何かご意見ございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 政務活動費そのものの問題と議員報酬とのかかわりの問題と、私は小さな地方自治体の市町村では、当然関連する問題として出てくるわけでありますので、私は双方を視野に入れて議論をしなければならないと思います。

議員というのは、憲法第93条の、地方公共団体には議事機関として議会を設置することが書かれております。そして、その地方公共団体の長とともに、やはりその自治体の住民の直接選挙によって選ばれると書かれています。その憲法上の役割、あるいは住民から直接選挙で選ばれる、そういうことからすれば、日本の議会制民主主義を支える上での、非常に大事なことだと認識します。議会、そしてそれを構成する議員、第93条にこのように明文化されているわけです。

しかし、残念ながら、日本の議会制民主主義というのは、戦後のことであって、非常に歴史が浅くて、欧米の議会制民主主義の進んだ状況からすれば、なかなかその水準まで到達してない状況があって、どちらかといえば、国民、市民の皆さんは議員を減らせと、給料を減らせ、そういうことを言えば、首長に当選をしたり、議員に当選する、そういう状況になつてるということは私は理解しています。しかし、それをそのまま私は受け入れてやっていかなければ、じゃあ議員はそれこそ資産がある者しか出てこられない。被選挙権が保障されない

という状況になる。議会制民主主義そのものが、あるいは被選挙権そのものが保障されないという、そういう状況になるということを、私は経験上から非常に危惧をしています。そういうことで、私は報酬と政務活動費とをリンクして考えなきゃならないというふうに思います。そういう現状からしたら、役割とか、報酬も政務活動費も困難な、難しい状況にはあるけれども、私はこの市政においても、市議会においても、この本来の役割をきちっと果たせる議会、きちっと果たせる議員が市民から選ばれて活動すべきだと。そのことが日本の議会制民主主義を前進させていくことだというふうに思います。

葛城市の議員報酬は37万円です。これが適当かどうかというのは別にして、私、議員を32年やってまいりました。新庄町時代の報酬は、それこそ引き上がって18万円ですかね、家族5人、本当に大変な状況で、私は政党に所属しておりますから、政党からの家族の人数に応じて対応をしていただいたという点がありますから、何とか議員活動に不都合のないようにできてきたというふうには思っています。しかし、実際に政党に所属しない無所属の議員の方々ですね、こういう報酬で本当に議員活動に専念して、市民の負託に応えられるかどうかといえば、私は非常に疑問に思っています。

しかし、そう言いながらも、やはり経済も順調に拡大してきたということもあって、報酬が引き上げられて、合併後、今日の状況になっているわけであります。しかし、本当に有能な人材が、若くして議会に立候補し、議員になっても生活をきちっとしていくことの上に、議員活動、政治家としての活動をやっていく上でこれで十分なのかといたら、私はそのようには認識をしておりません。

そこで、そのことの上で政務活動費というのがあるわけです。これは地方自治法上明文化されてきた歴史があるわけでありますけれども、その報酬の足らず分をということでは絶対だめな話で、とりわけ市以上の規模の大きな自治体については、委員会制度がさらに、委員会が、議会の活動範囲がふえて、それこそ議員活動に専念しなければ対応できない。これは行政も、理事者の職務も同じような状況になっているというふうに思いますけれども、そういう意味で、市の段階ぐらいになれば、介護制度とか、政党が中心になった運営がなされているということもありますので、そういうことにあわせた政務調査費であったし、または政務活動費になってきたんじゃないかというふうに私は思うのでね。

もちろん、政治家個人にということも、これはありだとも思うんですけども、議員としての調査活動を、あるいは貴重な知識を得るための情報、資料で取得する、そういう費用、私は本来図書室等がもっともっと充実をされて、こういう費用が必要でなくなればいいと思うんですけども、図書から、あるいはネットからだけではなくて、現地に出向いて直接視察研修をするということも大事です。議会活動を支えるためには、やっぱり政務活動費というのは、私はこれは必要だというふうに、私の長年の議員の経験から思います。

しかし、残念ながら、兵庫県の県会議員のああいふ政務活動費の使い方、また、いろいろ政務活動費が不適正、不法に使われているという実態を見て、本当にこの制度の趣旨そのものがゆがめられてきているというのが、本当に心を痛めているという状況です。本当にちゃんとした制度として、仕組みとして、本当に住民の負託に応えるための、議員の活動を支え

る政務活動費として、私はきちっとした枠組み、制度をつくって採用していくべきではないのかというふうに思います。これは市民の皆さんからご批判を受けるかもわかりません。しかし、私はそのご批判をあえて甘んじて、現在の、将来の議員が本当に市民の負託を受けて頑張れる、そういう財政的な保障をしていくという点で大事なことだと思って、あえて批判を受けても、やっぱり言わなければならないというふうに思っています。これが私の意見です。

西井委員長 ほかにご意見はございませんか。

副委員長。

内野副委員長 私も政務活動費に関しましては、来年夏より18歳選挙になるわけで、若者が今後政治に対して興味を示してくるだろうと思えば、議員としても若い世代が立候補されてくるだろうと思います。そうなれば、先ほど白石委員もおっしゃったように、視察研修というものは大きな成果を得るものですし、今後、政務活動費に関しての仕組みとか制度をしっかりと整えた上で検討をしていってもいいかなと、そのように思います。若い世代というのは、もし議員になれた場合、結婚もするし、子育てもしていくとなれば、この葛城市のお給料ではなかなか厳しい部分も、先ほどいろいろ話を聞かせていただきましたけれども、そのように思います。今後、私も、政務活動費ありきで進めていく方向で、いろいろとまた議論をしながら検討していくのがいいかなと、そういうように私は思っています。

西井委員長 ほかにございませんか。

この件については、1人ずつできたらご意見を聞かせてもらえたら。また全員協議会の場合でも、議員皆さんのご意見をやっぱり聞かせてもらいたいですし。

川村委員。

川村委員 私も議員にならせていただいて3年目になるわけですがけれども、事務局の方からもいろいろと議員研修を、東京だの、近いところもありますけれども、いろんなご案内をたくさん頂戴します。私は思うんですけども、民間企業を、例えば例に上げるとして、出張に行つて成果報告を書く、こういったことは当然、私も自分の人生の中ではたくさんございました。議員が市民に一定の勉強をして、その報告をするという、このプロセスをもって市民の人に理解をしてもらうということができれば、この政務活動費はきっちりと生きると思っています。だから、内容が市民に伝わらない、勉強した成果が市民に伝わらない、これについては、やっぱり努力すべきだと常々考えていますので、そういったレポート等も市民に公表するぐらいの気持ちで勉強するということについて認めていただきたいという、これについてはぜひ議員の方からも申し伝えるべきではないかというふうに思っておりますので、私の意見として述べさせていただきます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 私の方に来る市民の方のご意見は、もう絶対反対だというのは、もう本当に上げるという、その報酬もそうですけれども、何か上げるとか、追加するという点に関しては、かなりの拒否をされてますし、それもわかるんですけども、私としましては、今問題になるのは、最初に今までの給料と一緒に振り込んで、そういうやり方も間違っていると思うんです。正

しいやり方をして、本当に必要なものであれば、金額を決めてですけれども、範囲も決めて、それで報告もして、それで認められたら出すと、そういうふうなやり方もこれから協議しなければいけないと思いますけれども、先ほどからおっしゃっているように、若い人が子育てをしながら議会活動をするというのは、本当に実際に出馬要請があっても、生活できないからだめですと断られた方もいらっしゃると思いますので、そういうことを考えますと必要ではないかなというふうに、いろんなご批判も受けるでしょうけれども、私もそういうふうに思います。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私も議員にならせていただいて、何の目的で出たのかということになるんですけども、正義の味方みたいな気持ちで議員になるというのも1つの考え方もわかりません。1つのなりわいじゃないですけども、報酬もいただいて議員活動をするということになれば、果たして今の報酬が適正なのかというのが、まず1点。

それから、活動をされる方、されない方にかかわらず、報酬をいただけるといいますか、報酬がついてくる。一方、この政務活動費というのは、活動に応じて、成功報酬じゃないです、活動に応じて支給されると。やっぱりしっかりと活動しようという人のための支援金としては必要かなと思います。質の向上といいますか、議員の質の向上のための資金としては、税金の有効活用になると。

先ほどから議論のありますように、問題はどんなふうに有効に使っていただいたかという、その決裁といいますか、出張については、普通、先ほど川村委員のお話にございましたように決裁をいただくと。伺いを出して決裁をいただいて、誰が決裁するか、いろいろな今後必要になってくるかというふうに思います。その決裁をもらって、報告をするという1つの、ここにありますように、活動費の交付に関する条例とか、いろいろそういう活動費を支払うときの条例の適正な条例を作成して、より厳しいチェックをして、市民に理解していただけるように、ごもっともやと思っただけのように、そういう決まり事をしっかりとつくることで、市民に対してもご理解をしていただけたらと思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 意見としては、皆さん方と私も同じような意見になるのかなというふうに思います。大きく分けて2点。1点目は、やはり私も町の時代から、平成15年から議員をさせてもらってます。当初31人で、議場に入っていた議席番号を思い出せば1番でいたときがありましたけれども。そこからいくと、数が減って、自分たちの役割というんですか、活動の幅が広がったというのは私自身も感じています。そんな中で、やはり今後ももっと活動していかなあかとなれば、先に基本条例に定めているように、議会活動の活性化、活発化していくということになれば、ついて回るのがやっぱり活動費用。例えば議員として市政報告をするんだということで、我々も何度かさせてもらってますけども、これも会場を借りると会場費というのは非常に高いというか、要ります。また、議会の報告を兼ねたチラシとか、そんなのをつくる紙面として印刷代とかいうのも必要になってきます。

そういうところへんについては、私は市民の方からもご理解は得られるのかなというふう

に思います。話をしている中で、市民の方もこんなのは、例えばチラシをつくったら、こんなのは政務活動費から出るんやろうと。葛城市にはないですというて言うと、それはというような、やっぱり費用は費用でというご理解をしていただいている方もあるかなというふうに思っています。

ちょっと古い話になりますけども、滋賀県の大津の方でしたか、議員は議員の研修も行かせてもらえる場所があります。レターケースに案内もいただいておりますけれども、私も通算で3、4回ぐらいは行かせてもらったことがございますけど、ここ数年、葛城市ではどのような、個人で行かれてるから、どのような状況かわかりませんが、そこへいくと各地から議員が研修に来てる。これを政務活動費で手続きしてくださいねというて、そういう書類をいただきますけども、いただいたところで、我々としては葛城市はないので、もらうだけもらって捨てるしかないわけですけども。そこへ行ってよその議員と話をして、政務活動費がないと何もできへんやろうというような答えが返ってくる、答えというか、話もあります。

お金の話ですので、非常にシビアというか、難しいところはありますけども、やはり今後、活動をもっと更に深く広く、いろんなことをやっていかなんという意味では、私はつけるべきだと。先ほど来から出ているように、この使い方に全国を見渡すとご指摘が多い。そのご指摘に基づいて、市民の方も、先ほど言われたように冷ややかな目というのはあるかと思えます。そこまで踏み込まなくてもいいかわかりませんが、個人に渡すものではなく、例えば研修に行けば、事務局から振り込んでもらうとか、会場を借りたら事務局から全て振り込んでもらう。個人に渡すよって、何かに使ってしまうということがございますので、そんなことを払拭するような決まりというものをつくって、前向きに考えなければならないと、考えるべきだというふうに思います。

それと、議員の構成について、若い議員がというお話もありました。私もどこへ行ったかでそんな話をします。今、葛城市のこの議員の中で、私が一番年齢的に若いわけで、なかなか若い人が飛び込んでこれる世界みたいなものでもないし、また費用の問題もある。会社を辞めて飛び込むというのには、かなりのものがあるかと。そうなってくると、白石委員のおっしゃるように、資産家の方しか出られないのかということころへもつながってくるかと思えますので、そういうことも含めて、考えるべきだと思います。

西井委員長 大体皆さん方のご意見、私も意見を言わせてもらわな加減悪いなど、この問題についてはと思いますので、ちょっと意見を言わせてもらいます。

実際、政務活動費というのは、一部分の、先ほど白石委員がおっしゃったように、兵庫県の県会議員のような話が出てきて、非常に住民全体からいったら悪の巢ないしは第二の報酬、隠れ報酬とかいうようなことを言われているような状況の中で、同じような状況で政務活動費を検討するというのは、もう皆さん方のご意見は一緒だと思います。

そのような形での政務活動費の発足というのは、問題点どころか、常識外と。しかしながら、皆さん方がおっしゃるように、確かに議員活動の中で公のための支出をポケットマネーですということは、現時点では報酬は生活費の形でいただいていると。そやけど、政務活

動費というのは、市民のための活動をするお金はいただいてないというような状況の中で、網掛けというか、世間で批判が起こるような問題点のないような形の中で、きちっとした中で網掛けをする、市民が、ああそれは当然やなと思われるような網掛けをした中で支給するという形が、市民の合意が得られるんじゃないかなと。

行ってもないのに、また使ってもないのに切手代を支出でばかばかっとなら領収書を持ってきたとか、そんなような、今までいろいろ言われてますわね。千代田区やったかな、沖縄のタクシー料金の領収書、そんなのが政活費で上がってくる、そんなのおかしいやないかと言われるような形の中の政活費は絶対私も反対ですが、当然必要やという理解が得られるような網掛けをきちっとするのならば、復活すべきと思うわけでございます。

皆さん方、ここまでは私の意見でございます。

おおむね聞かせてもらったら、皆さん方、その網掛けというか、規則をきちっと使った中で発足するのは当然必要やないかというふうな意見がほとんどやったと思いますので、この問題、世論と皆さんの議員活動の中のはざまで大変苦しまむような議題だと思いますので、今度の全員協議会の場でも、ほかの議員のご意見をお伺いしたいと思いますが、そのような形の中で、また作業部会でも検討しながら、当委員会、また全員協議会で何度もいろんな意見を聞かせていただきながら検討するというので、皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それでは、本件については、先ほど申し上げましたが、一度全員協議会のご意見もお伺いしたいと思っておりますので、18日に開催される議会全員協議会におきまして議題としていただくよう議長に申し入れさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 ここに議長がおられますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本件については、本日は以上といたします。

最後にそのほかについてを議題といたします。

何か、そのほかについてご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

大変本日は慎重審議いただきまして、部会の方でも、きょう聞かせてもらった意見を参考にしながら、新しい課題も条例も含めて検討しながら、きょうの決まった項目についても再度吟味しながら、また皆さん方にご意見を聞かせてもらえる場を再々つくりながらやっていきたいと思っております。

どうも、皆さん方、大変ご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

これをもって、議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時26分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西 井 覚